

治安維持法

第一條 國體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

※「國體」=天皇制、
※「私有財産制度の否認」=共産主義
※後の「緊急勅令」により最高刑は死刑に引き上げ

治安維持法とテロ等準備罪(共謀罪)の政府答弁

治安維持法を巡る答弁(1925年) 「共謀罪」を巡る答弁(2017年1月)

「抽象的文字を使わず具体的な文字を使用」「解釈を誤ることはない」 (若槻礼次郎内相、2月、衆議院)	「解釈を恣意的(いいてき)にするより、しっかり明文的に法制度を確立する」 (安倍首相、30日、参院予算委)
「実行に着手するものを罰する。決して思想にまで立ち入って圧迫するとか研究に干渉するということではない」 (小川平吉司法相、3月、貴族院)	「国民の思想や内心まで取り締まる懸念はまったく根拠がない」「実行の準備行為があつて初めて処罰の対象」 (安倍首相、25日、参院本会議)
「無辜(むこ)の民にまで及ぼすという如(ごと)きことのないよう」に十分研究考慮を致しました」 (小川司法相、3月、貴族院)	「一般の方々はその対象となることはあり得ないことがより明確になるよう検討している」 (安倍首相、24日、衆議院本会議)

↓ところが



「戦争では何も解決しない。」
「あなたたちは、戦争の無い世の中を作ってください。」
と子どもたちに話した紀子先生は憲兵隊に連行された。
(ドラマ「さとうきび畑の唄」より)

政府与党は「テロ等準備罪」と名称を変えて、「共謀罪」を今国会で成立させようとしています。
安倍首相は「一般の方々」がその対象となることはありえない。「国民の思想や内心まで取り締まる懸念はまったく根拠がない。」と強弁していますが、これは「治安維持法」が成立した時の政府答弁と同じです。(左中段の資料は朝日新聞より引用)
また、当時の警察幹部は

「今の時代精神とかかけ離れたような旧式の取り締まりもできませんよ。だから世間の人が心配するほどのものでなく、この法のために今の社会運動が抑圧されるなどというのではないだろう。」
「われわれの方でも運用については非常に注意し純真な労働運動や社会運動を傷つけないように心がけている。」と新聞で発言しています。
ところが、治安維持法による逮捕者は数十万人を超

え(28~45年)、送検された人は7万5000人(同)。
同法の弾圧が原因で命を落とした人は、わかつていただけで1682人にのぼりました。
「蟹工船」の作者、小林多喜二は警察に逮捕された日に拷問で虐殺されました。
さらに、侵略戦争に疑問を唱えた人々や、つづり方教育といった教育実践まで治安維持法で弾圧されました。(左写真)

「テロ等準備罪」は、過

「蟹工船」の作者、小林多喜二は警察に逮捕された日に拷問で虐殺されました。

さらに、侵略戦争に疑問を唱えた人々や、つづり方教育といった教育実践まで治安維持法で弾圧されました。

「テロ等準備罪」は、過

STOP 「共謀罪」

治安維持法のように拡大解釈され暴走する

去3回も廃案となった「共謀罪」そのものであり、治安維持法のように拡大解釈され暴走する危険がある法律です。今こそ反対の声をあげましょう。
大阪弁護士会のリーフレットの1部を紹介します。

「(国がしゃべった...)」
そんなことない。今でも、テロ関係の条約を13本も批准しているし、それに対応する法律がいろいろある。(X=2)

政府は、テロリストがハイジャックする目的で航空機を予約する行為は今の法律では対応できず、共謀罪が必要だと説明していますけど、どうなんですか?

違う、違う。今でもハイジャックを処罰する法律があって、それで、取り締まることのできるんや。法律の本にもちゃんと書いてある。(X=3)

テロ対策の条約を締結するために共謀罪が必要という説明も聞いたことあるんですけど、

政府が言うてる条約はテロ対策目的の条約とちがう。それから、条約を締結するには60以上の国が賛同し、国会で審議して、最近になってやっと決まりました。パナマのたきやうで、そこからは、おかしいやう。

政府の説明はええ加減なんですね。